

北区内で新たな事業をお考えの方へ



北区

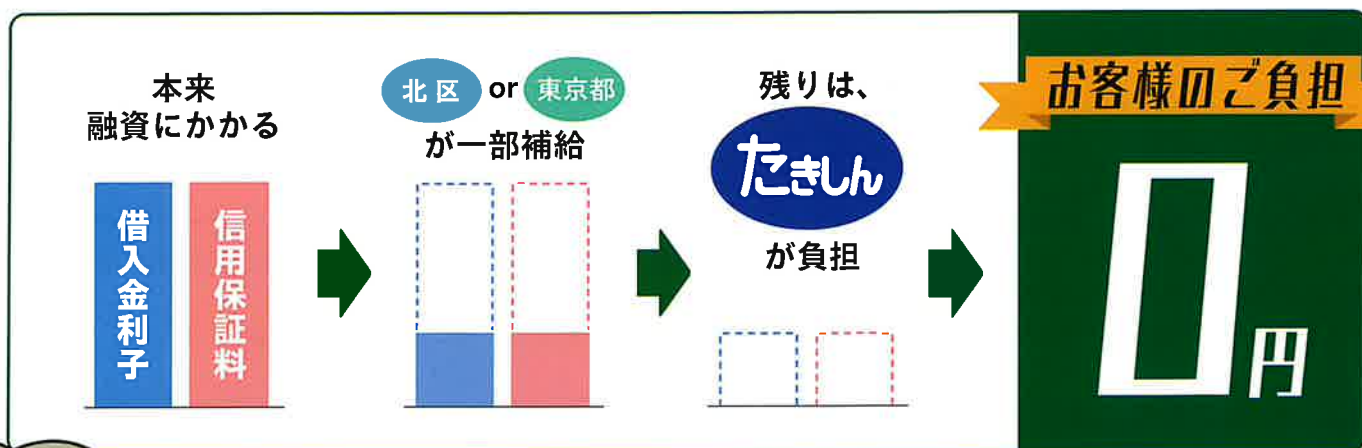
＼ 夢を叶える人をサポート ＼

# 起業家支援資金

【取扱期間】 2024年4月1日～2025年3月31日まで



瀧野川信用金庫・北区が連携し  
融資にかかるお客様負担の「利子及び信用保証料」を補給いたします。



詳しくは裏面の当金庫取扱店にお問い合わせください。

ホームページはこちら



オリジナルキャラクター  
たきかわくん  
© TAKINOCAWA SHINKINBANK

瀧野川信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/takishin/>



2024年4月現在

# 起業家支援資金の概要

融資の種類	起業家支援資金
融資の要件	事業を営んでいない個人が、新たに事業を始める場合（創業した日から1年未満の場合を含む）で次の全ての要件に該当すること ①区内に住所（法人にあっては本店登記）及び主たる事業所を有すること（ただし、北区ネスト赤羽入居者は、いずれか一方があればよい） ②前年度の個人住民税を完納していること ③保証協会の保証対象業種であること ④開業前の場合、自己資金が開業資金の2分の1程度あること
融資限度額	1,500万円 特定創業支援等事業の認定事業者は2,000万円
資金使途 融資期間	運転・併用7年以内（据置1年以内を含む） 設備10年以内（据置1年以内を含む）
利率（年利）	1.8%以内（固定金利）
利子補給	1.8%以内 - 1.5%（北区負担） = <b>たきしん負担</b>
実質利率	0%
信用保証の要・不要	必要に応じて
信用保証料補助	北区または東京都が2/3・残りたきしん
実質保証料	0円

◎お申し込みの流れなど詳しくは区ホームページ内の「中小企業融資あっせん制度」をご覧ください。下記のお問合わせ先にお問い合せください。

## 融資実行後の注意

下記の場合には利子の補給停止となります。

- ①住所（個人）、本店登記（法人）を北区外に移したとき
- ②金融機関を変更したとき
- ③事業の廃止または6か月以上休業したとき
- ④返済できなくなったとき
- ⑤申込み内容に偽りがあったとき
- ⑥その他

\*利子補給停止の事由発生後に受けていた利子補給金は、区に返還していただきます。また、原則としてたきしんにも返還していただきます。

## 信用保証料の返還について

区から信用保証料の補助を受けた融資を繰上完済し、保証協会から信用保証料の返戻を受けたときは、区が補助した割合に応じた信用保証料補助金相当額を区に返還していただきます。

\*返還がされない場合、お支払いいただくまで、北区制度融資のあっせんを受けることができません。

取扱店舗一覧

**本店** TEL. 03-3893-6151  
北区田端新町 3-25-2

**東十条支店** TEL. 03-3902-1191  
北区東十条 5-5-10

**西ヶ原支店** TEL. 03-3910-3911  
北区西ヶ原 2-45-12

**浮間支店** TEL. 03-3967-6241  
北区浮間 4-13-1